

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童福祉施設等における新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種について

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、既に本格的な流行期に入っており、引き続き感染が拡大しているところであり、その対策については、平成 2 1 年 1 0 月 1 日新型インフルエンザ対策本部において「基本的対処方針」及び「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」が決定されたところである。

今般の新型インフルエンザは①感染力は強いが、多くの感染者が軽症のまま回復しており、②抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であること等、季節性インフルエンザと類似する点が多い。しかしながら、①基礎的疾患（ぜんそく、糖尿病等）を有する者を中心として、現時点では数は少ないものの健常な若年者の一部においても、重篤化し、死亡する例が見られること、②国民の大多数に免疫がなく、感染が拡大するおそれ大きいという特徴がある。

すでに、児童福祉施設等（保育所、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、小規模住居型児童養育事業所、母子生活支援施設、児童相談所一時保護所及び児童自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）においても新型インフルエンザの集団感染が多数確認されており、今後も若年層で感染者が増加し、その中から、重症者が一定程度生じる可能性が高いことなどを踏まえ、今般、児童福祉施設等における新型インフルエンザワクチンの接種についての留意事項を下記のとおりまとめた。

については、衛生主管部局と連携を図りながら、管下市町村及び管下児童福祉施設等に対し、下記留意事項を含め新型インフルエンザワクチンの接種について周知徹底されるとともに適切な指導をお願いしたい。

記

1 ワクチン接種について

(1) 優先的に接種する対象者について

ア 優先接種対象者

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（以下「新型インフルエンザワクチン」という。）の接種については、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関す

る事業実施要綱」（平成21年10月13日厚生労働事務次官通知。以下「実施要綱」という。）及び「受託医療機関等における新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種実施要領」（平成21年10月13日厚生労働事務次官通知。以下「実施要領」という。）に基づき行われる。

「実施要綱」の第3の2において、新型インフルエンザのワクチンを優先的に接種する対象者（以下「優先接種対象者」という。）は、以下の通りとされている。

「実施要綱」抜粋

第3 ワクチン接種の優先接種対象者及び接種開始時期について

1（略）

2 ワクチン接種の優先順位

今般のワクチン接種については、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、

- ① 新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（救急隊員を含む）
- ② 妊婦及び基礎疾患を有する者
- ③ 1歳～小学校3年生に相当する年齢までの者
- ④ 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等

の順に優先的に接種を開始する。

さらに、小学校4年生から6年生まで、中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者についても、優先的に接種する。なお、上記以外の者については、おって定める。

3（略）

また、上記の優先接種対象者のうち「④1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等」には、1歳未満児の養育にかかる業務に従事する乳児院の職員や里親等が含まれると解釈されているところである。

イ 優先接種対象者の確認について

優先接種対象者については、ワクチン接種の際に「実施要領」6（2）の「対象者の確認」に記載されているとおり、優先接種対象者ごとに定められた書類を受託医療機関へ持参する必要があることとされているので、留意されたい。

また、次の①及び②に記載する者については、それぞれ以下に記載する書類を持参する必要がある。

①乳児院職員

- ・当該乳児院において1歳未満児童の養育にかかる業務に従事する職員である旨を証明する証明書（別添「優先接種対象者証明書」参照）
- ・本人確認書類（被保険者証、運転免許証等）

②里親等（接種時点に1歳未満の児童を委託されている者に限る。）

- ・措置決定通知書（児童相談所から当該里親等が児童を委託されていること、委託児童が接種時点に1歳未満であることが確認できる書類）

- ・本人確認書類（被保険者証、運転免許証等）
- ・里親と同程度委託児童の養育に携わっている同居人（当該里親世帯において里親と合わせて2名まで）である場合には、里親と同居していることが確認できる書類（被保険者証、住民票等）※
- ※ 小規模住居型児童養育事業の養育者又は補助者（接種時点で1歳未満の児童を委託されている者に限る。）については、委託児童と同居している養育者又は補助者であることを事業者が証明する書類

（2）新型インフルエンザワクチン接種に関する留意事項

児童福祉施設等においては、入所児童等が上記優先接種対象者に該当するか否かを確認するほか、保護者、嘱託医、関係行政機関及び医療機関等と緊密に連携し、適切な接種が行われるよう十分配慮すること。

優先接種対象者以外の者に対する接種については、接種事業の進捗状況などをよく把握し、適切に対応すること。

なお、新型インフルエンザワクチンの接種は、保護者及び入所児童等の意思に基づきその責任において行われるものであり、一律に接種を行うものであってはならないことに留意するとともに、接種にあたっては、嘱託医等とよく相談の上、その意義、有効性、副反応の可能性等を十分に説明した上で接種が行われるよう指導されたい。

また、「実施要領」6（5）「接種意思の確認」において、16歳未満の者については、保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の新型インフルエンザワクチンの接種の意思確認が必要とされている。

このため、児童福祉施設等及び児童相談所においては、連携を図り、可能な限り速やかに入所児童の新型インフルエンザワクチンの接種に関する保護者の意思確認等を行うこと。特に、接種を希望する入所児童については、速やかに対応できるよう努めること。

2 新型インフルエンザワクチンの接種費用について

新型インフルエンザワクチンの接種費用（公費により負担される者については、一部実費徴収される費用。以下同じ。）については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、季節性インフルエンザワクチンの接種費用については、従来の扱いのとおりとする。

（1）入所施設等について

従来、措置施設である児童入所施設の入所者（母子生活支援施設入所者及び契約により障害児施設に入所している者を除く。）における季節性インフルエンザの予防接種に要する費用の扱いについては、施設において措置費の事務費として支出することとしているが、以下の入所施設（児童相談所一時保護所を含む。）に入所又は里親に委託されている児童に係る今回の新型インフルエンザワクチンの接種費用については、今季においては、施設において措置費の医療費として支出するものとする。

- ①児童養護施設
- ②児童自立支援施設

- ③乳児院
- ④情緒障害児短期治療施設
- ⑤小規模住居型児童養育事業所
- ⑥里親
- ⑦児童相談所一時保護所

なお、母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業所の入所者並びに母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業所を含む上記の入所施設等の職員の新型インフルエンザワクチンの接種費用については、原則として本人等の負担となるが、従来の季節生インフルエンザワクチンの扱いと同様に施設の判断により措置費から支出しても差し支えない。

(2) 保育所について

保育所の児童及び職員の新型インフルエンザワクチンの接種費用については、原則として本人等の負担となるが、従来の季節性インフルエンザワクチンの扱いと同様に施設の判断により運営費から支出しても差し支えない。

3 その他

児童福祉施設等における新型インフルエンザの感染予防等については、全ての関係者において、正確な情報を収集・共有し、これに基づき行動することが重要であることから、詳細については下記より必要な情報の取得に努め、実施要領等を十分理解し、現状を把握するとともに、各施設等毎に最も適切な対策を講じられるよう努めること。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/inful_list.html

ワクチン接種対象者の特定方法について

1. 証明書の必要性等

新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者について、自院で接種することが難しく、他の受託医療機関で接種する場合、医療従事者であることを証明しなければ、接種を実施する医療機関において接種の可否が判断できない。また、1歳未満の小児の保護者のうち、1歳未満児の養育にかかる業務に従事する乳児院の施設職員等については、当該児の養育にかかる業務に従事することの証明書類がなければ、接種を実施する医療機関において接種の可否を判断できないこととなる。

上記の場合においては、下記の内容を記載した証明書及び証明書に記載された本人であることを示す書類を受託医療機関に提示し、接種事業を円滑に推進することが求められる。

2. 証明書に記載すべき項目

(1) 新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者のうち、自院で接種することができない者

<対象者の例>

受託医療機関以外の医療機関に従事する医療従事者／救急隊員／訪問看護師／保健所職員

<必要記載項目>

対象職員の氏名／生年月日／各組織において新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する者である旨の証明／証明年月日／所属組織長等の氏名、捺印／所属組織の住所・連絡先電話番号

(2) 1歳未満の小児を養育する家族以外の者

<対象者の例>

1歳未満児の養育にかかる業務に従事する乳児院職員、里親等

<必要記載項目>

対象職員の氏名／生年月日／当該施設において1歳未満児の養育にかかる業務に従事する者である旨の証明／証明年月日／所属組織長等の氏名、捺印／所属組織の住所・連絡先電話番号

※なお、1歳未満児の里親にあつては、措置決定通知書で代替することが可能

3. 留意事項

各証明書類については、関係者間で情報共有することが必要である。以下に示す乳児院及び保健所の職員の証明の書式を参考の上、各関係者にて作成願いたい。

(様式の例: 乳児院職員の場合)

優先接種対象者証明書

| | | | |
|--------------------|--|-------|---|
| 職員氏名 | | 年齢 | 歳 |
| 職員 生年月日 | 明治 昭和 大正 平成 | 年 月 日 | |
| 優先接種対象 者の 区分 | 上記の職員は、〇〇乳児院において、1歳未満児童の養育にかか る業務に従事する者であることを証明する。 平成21年12月 △ 日 (施設名) 千代田乳児院 (施設長名) 千代田 太郎 印 (施設住所) 千代田区千代田〇—〇—〇 (施設電話) 03-△△△△-×××× | | |

(参考)

※「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」(平成21年10月13日厚生労働省)第3の2において、「④1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等」は新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者とされている。また、1歳未満児を養育する乳児院の職員はワクチンの優先接種対象者とされている。

(様式の例:保健所職員の場合)

優先接種対象者証明書

| | | | |
|--------------------|---|-------|---|
| 職員氏名 | | 年齢 | 歳 |
| 職員 生年月日 | 昭和 平成 | 年 月 日 | |
| 優先接種対象 者の 区分 | 上記の職員は、〇〇保健所において、新型インフルエンザ対策にかかる業務に従事する者であることを証明する。 平成21年12月 △ 日 (施設名) 〇〇保健所 (施設長名) 千代田 太郎 印 (施設住所) 千代田区千代田〇-〇-〇 (施設電話) 03-△△△△-×××× | | |

(参考)

※ 平成21年10月2日に開催された「新型インフルエンザ対策担当課長会議」の「資料4-2 新型インフルエンザ(A/H1N1) ワクチン接種について(素案)にかかるパブリックコメントの実施状況について」の「パブリックコメント意見内容及び対応方針案」において、「新型インフルエンザ対策に従事し、患者の重篤化防止に貢献する保健所職員」は、新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者とされている。

(注) パブリックコメントの回答については、現在、政府のホームページ上で結果の公示手続き中である。